

第8表 施設の種類、定員階級別施設数

平成22年10月1日現在

	総数	30人以下	31～49人	50	51～100	101～150	151～200	201人以上
保護施設	237	16	5	39	122	38	14	3
老人福祉施設	2 873	821	144	1 204	606	75	15	8
障害者支援施設等 3)	3 764	2 451	304	319	491	62	8	3
身体障害者更生援護施設 4)	498	214	83	75	121	4	1	-
知的障害者援護施設 4)	2 001	721	424	325	484	37	5	5
精神障害者社会復帰施設 4)	504	498	5	-	1	-	-	-
身体障害者社会参加支援施設 5)	5	-	-	-	5	-	-	-
婦人保護施設	47	31	8	4	4	-	-	-
児童福祉施設 6)	23 658	1 919	2 070	547	11 527	5 997	1 148	449
(再掲) 保育所	21 681	1 063	1 706	339	11 075	5 933	1 124	441
その他の社会福祉施設等	5 010	2 380	985	215	1 128	165	58	79
(再掲) 有料老人ホーム	4 144	1 884	812	147	1 012	154	57	78

- 注: 1) 調査対象となっている施設のうち、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。
 2) 総数には定員不詳の施設を含む。
 3) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 4) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 5) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
 6) 児童福祉施設には母子生活支援施設を含まない。

第9表 職種、施設の種別別常勤換算従事者数

平成22年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	2) 老人福祉施設	3) 障害者支援施設等	3) 身体障害者更生援護施設	3) 知的障害者援護施設	3) 精神障害者社会復帰施設	4) 身体障害者社会参加支援施設	婦人保護施設	1) 児童福祉施設(保育所を除く)	保育所	母子福祉施設	1) その他の社会福祉施設等
総数	757 189	6 254	39 935	53 334	10 720	37 863	2 916	2 854	383	72 508	442 703	316	87 404
施設長	38 167	218	3 031	2 617	404	1 723	453	218	27	4 231	21 213	28	4 004
サービス管理責任者	2 673	2 084	73	476	39
生活指導・支援員等 5)	71 443	727	4 152	26 998	1 274	20 232	948	266	135	12 986	...	14	3 711
職業・作業指導員	11 797	110	127	2 700	1 058	6 329	464	110	16	350	...	14	520
セラピスト	4 677	8	75	521	223	26	34	109	5	3 038	...	-	638
理学療法士	1 481	2	18	219	113	7	-	39	...	933	...	-	150
作業療法士	1 124	2	13	176	61	6	34	31	...	708	...	-	93
その他の療法士	2 072	4	45	127	49	13	-	39	5	1 397	...	-	394
心理・職能判定員	79	40	14	15	10
医師	2 673	25	144	200	57	147	43	13	4	856	1 126	-	58
保健師・助産師・看護師	28 863	406	2 368	2 319	779	1 093	50	84	22	8 432	5 459	1	7 851
精神保健福祉士	1 470	11	4	838	3	15	582	5	12
保育士	347 180	14 683	331 048	7	1 442
児童生活支援員	547	547	...	-	...
児童厚生員	9 934	9 934	...	-	...
母子指導員	598	598	...	-	...
介護職員	82 859	3 202	14 940	7 422	4 709	319	4	195	4	52 063
栄養士	14 041	199	1 906	1 024	236	952	10	7	22	1 279	7 460	-	946
調理員	66 713	651	5 208	2 481	669	2 804	17	25	68	4 371	45 107	15	5 299
事務員	27 975	466	4 512	2 626	666	2 656	187	606	37	3 572	7 828	82	4 738
その他の職員	45 504	232	3 469	1 466	555	1 076	75	1 215	44	7 633	23 463	156	6 122

- 注: 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。
 2) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 3) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 4) 身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設である「身体障害者福祉センター(A型)」「身体障害者福祉センター(B型)」「障害者更生センター」「補装具製作施設」「盲導犬訓練施設」「点字図書館」「点字出版施設」「聴覚障害者情報提供施設」をいう。
 5) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
 6) 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種であり、調査した職種以外は「…」とした。